

生駒市スポーツ推進審議会条例(平成8年6月生駒市条例第23号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関する教育委員会に建議する。</p> <p>(1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関する教育委員会に建議する。</p> <p>(1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画(同条第2項の規定によりこれと一体のものとして定めるスポーツに関する他の計画を含む。)に関すること。</p> <p>(2)～(8) 略</p>